

地方の自立を確立するための地方税財政制度改革 (緊急)

提案要求先 内閣府・総務省・財務省
都所管局 知事本局・財務局・主税局

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への事務権限の移譲、国の過剰な関与の廃止及び法令等による全国画一の義務づけの緩和と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進めるべきである。

現在の地方財政は、バブル経済崩壊後の国の経済対策に協力して発行した地方債の償還や、平成18年度までの「三位一体の改革」において国庫補助負担金とともに地方交付税が5.1兆円削減されたことにより、窮地に陥っている。

本年4月、地方分権改革推進法が施行され、今後、新たな地方分権改革の検討が進められることとなっているが、国では、分権のあるべき姿を置き去りにした税源配分の議論が行われている。本来必要なのは、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえ、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう財源や権限を確保することである。

今議論されている、法人二税の再配分などにより、東京をはじめとする大都市の税財源を、地方自治体間の財源調整の手段として用いることは、地方分権改革に逆行するものであり、断じて行うべきではない。

国は分権改革の原点に立ち返り、地方の自立を確立し、地域を活性化させるため、以下に掲げる地方税財政制度改革に取り組むべ

きである。

- 1 地方の自立を確立するためには、地方分権改革を先延ばしせず早急に実現し、地方自治体の事務と権限に見合う税源が配分されるべきであること。

- 2 小手先の対策ではなく、真に地方が財政的に自立できるよう、
 - (1) 消費税の「税率の引き上げ」及び「国と地方との配分」についての抜本的検討に直ちに入ること。
 - (2) 国庫補助負担金については、地方行政に対する国の関与を縮小し、国と地方の役割分担等に即したものとするため、真に国が責任を持つべきもの以外は原則として廃止すること。
 - (3) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税原資を確保すること。

- 3 緊急的、臨時的な措置として、「三位一体の改革」の名のもとで削減した5.1兆円の地方交付税を、国の責任と財源で最大限復元すること。